

滑川市特定事業主行動計画の実施状況及び滑川市における女性の活躍状況の公表（令和8年7月）

滑川市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、「滑川市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第21条に基づき、滑川市における女性の活躍状況を公表します。

≪職業生活における機会の提供に関する実績≫

（１）職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.0%
全職員	73.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
部局長・次長相当職	102.7%
課長相当職	98.9%
課長補佐相当職	95.6%
係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36年以上	110.2%
31～35年	89.8%
26～30年	90.2%
21～25年	95.3%
16～20年	91.6%
11～15年	87.3%
6～10年	90.9%
1～5年	92.1%

【説明欄】

- 全ての職員の男女比は4：6であるところ、任期の定めのない常勤職員に比べて給与水準が低い任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員等）が全ての職員の54.6%を占めており、その男女比は3：7である。給与水準が低い会計年度任用職員の女性が多いことから、全ての職員でみても男性の給与に対する女性の給与の割合を下げる結果となった。
- 任期の定めのない常勤職員の扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85.1%、住居手当の受給者に占める男性の割合は64.3%である。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（4月1日時点）

区分	行動計画に おける目標 (令和7年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理的地位にある職員	40.0%	21.4%	24.2%	23.1%	22.9%	17.6%

【説明欄】

- ・各年度の4月1日時点の職員数を基に算出している。
- ・管理的地位にある職員とは、部長級・次長級・課長級・主幹級の職員を指している。

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（4月1日時点）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
部局長・次長相当職	20.0%	33.3%	27.3%	33.3%	25.0%
課長相当職	21.9%	22.2%	21.4%	20.7%	15.4%
課長補佐相当職	40.0%	44.4%	27.3%	52.6%	54.2%
係長相当職	41.9%	38.5%	45.5%	50.0%	37.5%

【説明欄】

- ・各年度の4月1日時点の職員数を基に算出している。

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合（4月1日時点）※採用試験の年度

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事務職	50.0%	50.0%	72.7%	66.7%	66.7%
技術職	0.0%	66.7%	88.9%	25.0%	33.3%
保育士	—	100.0%	100.0%	—	—
技能労務職	—	—	—	—	—

(5) 職員に占める女性職員の割合（4月1日時点）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事務職	34.7%	33.8%	36.5%	40.1%	41.6%
技術職	50.0%	47.1%	47.2%	57.1%	54.3%
保育士	94.7%	94.4%	95.0%	95.2%	95.5%
技能労務職	66.7%	75.0%	71.4%	71.4%	71.4%
会計年度任用職員	71.2%	69.8%	68.4%	66.2%	67.6%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率の男女の差異 (令和7年度)

区分	離職率	離職者の年代別割合 (歳)							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
男性職員	2.7%	0.0%	0.0%	9.1%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女性職員	4.3%	20.0%	5.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況 (令和7年度)

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	行動計画における目標 (令和7年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性職員	85.0%	50.0%	28.6%	83.3%	71.4%	10.0%
女性職員	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性職員	—	—	—	—	—
女性職員	—	—	—	—	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
1週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	100.0%	0.0%	—	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
9月超12月以下	0.0%	37.5%	—	100.0%
12月超24月以下	0.0%	37.5%	—	0.0%
24月超	0.0%	25.0%	—	0.0%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員のうち男性職員については、対象者がいないことから、「—」と記載している。
- ・育児休業取得推進のために、子どもが生まれることとなった職員に対して、育児休業制度や育児休業手当金支給等の仕事と育児の両立支援制度や経済的な支援等について情報提供、利用の意向確認をしている。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びに合計取得日数の分布状況

区分	行動計画に おける目標 (令和7年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇取得率	—	0.0%	14.3%	66.7%	42.9%	90.0%
育児参加のための休暇取得率	—	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	20.0%
合計取得率	100.0%	0.0%	14.3%	66.7%	42.9%	90.0%

区分	行動計画に おける目標 (令和7年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合わせて5日以上の子供の 取得した職員の割合	20.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	10.0%

(4) 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	行動計画に おける目標 (令和11年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本庁	—	—	—	—	—	15.1時間
本庁以外	—	—	—	—	—	7.8時間
全体	10時間	11.7時間	11.9時間	13.7時間	13.9時間	13.5時間

【説明欄】

・選挙や除雪等への対応についての超過勤務時間数を加算している。

(5) 職員の年次休暇等の取得日数の状況

平均取得日数

行動計画に おける目標 (令和11年)	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
16日	7.1日	6.9日	8.2日	10.0日	9.7日

※20日以上付与されたものに限る

※議会事務局、教育委員会、公営企業、技能労務職、会計年度任用職員を除く

(6) 職員の職業生活と家庭生活の両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

・職員が仕事と家庭との両立ができる職場環境を整備し、ライフステージに応じた柔軟な働き方の実現によるワーク・ライフ・バランスを実現するため、部分休業の取得形態の拡充（1年度につき10日の範囲内の形態を追加）した（R7.10）。